

茨城県報

第7027号

昭和57年4月1日

木曜日

目 次

規 則

- | | | |
|--|---|-----|
| ●茨城県肥料生産登録手数料等徴収規則の一部を改正する規則 (改良普及課) | 1 | ページ |
|--|---|-----|

告 示

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ●字区域の変更 (2件) (地方課) | 2 |
| ●生活保護法に基づく医療機関の指定 (社会福祉課) | 3 |
| ●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理 (医療福祉課) | 4 |
| ●国民健康保険療養取扱機関の辞退 (") | 4 |
| ●有害興行の指定 (総合県民室) | 5 |
| ●保安施設地区の指定 (林業課) | 6 |
| ●道路の区域変更 (道路維持課) | 7 |
| ●道路の供用開始 (") | 8 |
| ●道路の区域決定 (3件) (") | 8 |
| ●収納代理金融機関の指定 (出納第一課) | 9 |

公 告

- | | |
|--------------------------------|----|
| ●地域食品認証事業者の名称等 (流通園芸課) | 10 |
| ●漁船普通損害保険付保義務の発生 (水産施設課) | 10 |
| ●基本測量の終了 (用地課) | 10 |
| ●都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) | 11 |
| ●開発行為の工事完了 (3件) (建築指導課) | 11 |
| ●道路位置の指定 (") | 12 |

規 則

茨城県規則第16号

茨城県肥料生産登録手数料等徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県肥料生産手数料等徴収規則の一部を改正する規則

茨城県肥料生産登録手数料等徴収規則 (昭和27年茨城県規則第4号) の一部を次のように改正する。

第1条の表中「かかる」を「係る」に、「5,000円」を「6,500円」に、「10,000円」を「13,000円」に、「1,400円」を「1,800円」に、「2,800円」を「3,600円」に改める。

第2条中「どのような」を「いかなる」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第494号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき三和町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により昭和57年4月2日から効力を生ずるものである。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字恩名字北下山 3080の2

上記を大字恩名字下山に変更

茨城県告示第495号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき境町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により昭和57年4月2日から効力を生ずるものである。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字内門字例者道南 544の1, 544の3, 544の4

大字山崎字寺ノ内前 801, 802の1, 803の1から803の5まで, 804の1から804の3まで, 805の1, 805の3, 806の1, 807の1, 807の2, 808の1, 808の2, 808の5, 808の4, 809の1, 809の2, 810の1, 810の3

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を大字内門字宿ノ後に変更

大字内門字井草道南 561の1, 561の2, 562の1から562の3まで, 563の1から563の3まで, 564の1から564の4まで, 565の1から565の3まで

〃 字井草道北 566の1から566の3まで, 567の1から567の5まで, 568の1, 568の2

〃 字寺ノ内東 583の5, 583の3, 584の1, 585から587まで

〃 大字山崎字前 768の2

〃 字大日西 812の1, 812の5

” 字寺ノ内東 1278の2, 1280の1から1280の4まで
及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を大字山崎字寺ノ内前に変更

茨城県告示第496号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関について, 次のとおり指定, 廃止及び変更した。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指 定

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	指 年 月 定 日
医 科	312,071,4	新 沢 医 院	東茨城郡美野里町堅倉995	新 沢 新	57.3.24
歯 科	133,026,1	枝川歯科 クリニック	勝田市枝川1418の2	中 村 正 男	”
薬 局	034,034,3	た かつ 薬 局	土浦市下高津1-5-14	野 口 紀 子	”
”	324,011,0	有限会社 根本薬局	西茨城郡友部町平町 1470-635	有限会社 根本薬局	”
柔道整復	246	神 栖 接 骨 院	鹿島郡神栖町神栖 1203-35	富 水 保	”

2 廃 止

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	廃 年 月 止 日
医 科	132,012,6	関耳鼻咽喉科医院	勝田市堀口616-10	関 幸 吉	53.12.24
”	132,032,4	渡部内科 胃腸科病院	勝田市市毛1152	渡 部 保 男	54.10.31
”	132,039,9	武井外科 胃腸科医院	勝田市東石川465の3	武 井 孝 允	55.6.30
”	132,001,9	仁 平 医 院	勝田市高野630番地の2	仁 平 丈 市	55.6.12
”	132,014,2	青 木 外 科 医 院	勝田市東石川516-2	青 木 正 敏	48.1.15
薬 局	324,010,2	根 本 薬 局	西茨城郡友部町平町 1470-635	島 川 秀 雄	56.12.31

3 変 更

区 分	医療機関 コード	旧 名 称	所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
		新 名 称			
医 科	362,045,7	銚田協同医院	鹿島郡銚田町大字銚田 1635-1	上 杉 聡 之	57.1.1
		上 杉 医 院			

茨城県告示第497号

次の者からの国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出及び同条第5項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理 年 月 日	療養取扱機関名	開 設 者 名	所 在 地	37条5項 受理年月日	申 出 範 囲
041,003,5	57.3.1	鈴木眼科	鈴木 虎	古河市東1丁目 11-3	57.3.1	全 国
402,072,3	"	緑クリニック医院	陶 緒 平	筑波郡伊奈村大 字谷井田1246	"	"
072,040,9	"	玉岡クリニック	阿部田 辰 一	結城市大字結城 2010の5	"	"
162,023,6	57.1.28	池内医院	池内 哲	笠間市笠間1200	57.1.28	"
013,136,3	57.1.24	サトウ歯科	斉藤正幸	水戸市五軒町 2-4-8	57.1.24	"
103,015,0	57.2.1	中川歯科医院	中川 暁	下妻市大字下妻 乙323-5	57.2.1	"
404,015,4	57.3.1	中村薬局	中村孝雄	筑波郡伊奈村豊 体1692-1	57.3.1	"

茨城県告示第498号

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条に基づき、国民健康保険療養取扱機関の辞退に関し、次の事項を告示する。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

医療機関コード	名 称	所 在 地	辞退年月日
363,018,9	坂 本 歯 科 医 院	鹿島郡神栖町息栖2876の1	56.12.30

茨城県告示第499号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第8条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	種 類	題 名	配 給 社 名
53	映 画	銀座ネオン街 女の絶頂	につかつ
54	"	ポルノドキュメント トルコ特急便	"
55	"	白い牡鹿たち	未 定
56	"	ピンクギャル 華麗なる変態	東 映
57	"	毒婦レニー	ジョイパック
58	"	につかつニュース 〈闇に抱かれて〉	につかつ
59	"	闇に抱かれて	"
60	"	ダイナミックポルノ	ニューセレクト
61	"	につかつニュース 〈団鬼六 黒髪縄夫人〉	につかつ
62	"	団鬼六 黒髪縄夫人	"
63	"	もだえ、もだえ ハード・ビッチ	ニューセレクト
64	"	につかつニュース 〈黒い下着の女〉	につかつ
65	"	黒い下着の女	"
66	"	淫デリーシヤス芯	ニューセレクト
67	"	17才の告白 しつこく犯して	東 映
68	"	団地妻おとし穴	東 活
69	"	若妻売春 夫の前で	新 東 宝
70	"	淫婦つぼ狂い	ジョイパック
71	"	女囚SEX集団	"
72	"	につかつニュース 〈女教師 生徒の眼の前で〉	につかつ
73	"	女教師 生徒の眼の前で	"
74	"	痴漢なめ猫軍団	東 映

75	"	若妻出産 セックス 性の喜び	大 蔵
76	"	白昼痴漢 ギンギラギン	ジョイパック
77	"	U. S. Aセクレタリー ポルノ8時から4時まで	"
78	"	色 魔 ブルークイーン	ニューセレクト
79	"	につかつニュース 〈犯され志願〉	につかつ
80	"	犯され志願	"
81	"	快感 セーラー服集団	新 東 宝
82	"	悶絶ノ 異常体験	大 蔵
83	"	誘拐ノ 人妻拷問	ジョイパック
84	"	きもちンよか 一初夜の謎	東 活
85	"	窓から暴行	"

茨城県告示第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第29条の規定により、次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 (1) 保安施設地区の予定所在場所

ア 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

久慈郡大子町大字池田字下松沼2829

イ 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

日立市大久保町字羽黒2521

ウ 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

日立市金沢町字山ノ神2602の1, 2603の1, 2604から2606まで, 字北向2598の1, 2600の1, 2600の2

エ 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

常陸太田市西河内上町字三岫2310, 2312の1, 2312の2, 2316の1, 2317, 2347のロ, 2347のハ

オ 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

那珂郡美和村大字氷之沢字キャ沢2260, 字舟ヶ作2177の1, 2250の内1, 2253

カ 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

那珂郡美和村大字鷺子字伊豆原1236の1, 1244の1, 1245の3, 字山王1251, 1255

キ 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱18号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

那珂郡緒川村大字小瀬沢坏戸1357の1, 字宮ノ脇951の1, 951の2, 952の1

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件 立木の伐採を禁止する
- (4) 指定の有効期間 7年

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第501号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和57年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤代板戸井岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
取手市大字戸頭字神明 282番の5先から	旧	メートル 最大 6.60	メートル 29.50	
		最小 5.20		
取手市大字戸頭字神明 284番の14先まで	新	最大 10.40 最小 6.40	32.00	付替工事による区域変更

茨城県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和57年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道118号
- 2 供用開始の区間
久慈郡大子町大字下野宮字小河ノ宮1594番から
久慈郡大子町大字下野宮字中野3814番まで
久慈郡大子町大字下野宮字石原道下3226番から
久慈郡大子町大字下野宮字石原道下3343番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和57年4月1日

茨城県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和57年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理 番号	道路の 種類	路線名	区 間	敷地の 幅員	延 長			備考
					実延長	重用延長	計	
	一般国道	355号	石岡市東石岡1丁目 3399番の2地先から 笠間市大字笠間字ザ ル田750番の5地先 まで	メートル 最大 27.80 最小 5.00	メートル 30,320.1	メートル 1,400.0	メートル 31,720.1	

茨城県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和57年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理 番号	道路の 種類	路線名	区 間	敷地の 幅 員	延 長			備考
					実延長	重用延長	計	
	一般国道	400号	水戸市三の丸1丁目 12番地先から 那珂郡美和村大字鷲 子字三河戸3252番の 42栃木県界まで	メートル 最大 63.80 最小 4.50	メートル	メートル	メートル	50,629.5 50,629.5

茨城県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和57年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理 番号	道路の 種類	路線名	区 間	敷地の 幅 員	延 長			備考
					実延長	重用延長	計	
	一般国道	408号	筑波郡筑波町大字五 反田1751番の4 稲敷郡河内村大字田 川字水神下372番の 3千葉県界まで	メートル 最大 52.00 最小 5.40	メートル	メートル	メートル	48,480.0 48,480.0

茨城県告示第506号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の3で告示した地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正する。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別表第2 2 県内に本店が所在し県外に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗及び県外に本店が所在し県内に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗の表中

「 佐原信用金庫鹿島支店	鹿島郡鹿島町宮中2238	を
「 佐原信用金庫鹿島支店 鳥山信用金庫高部支店	鹿島郡鹿島町宮中2238 那珂郡美和村大字高部386番地	に改める。

公 告

●地域食品認証事業者の名称等

茨城県地域食品認証規則（昭和52年茨城県規則第2号）第6条第1項の規定により、次の地域食品製造事業者を認証した。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

認証食品の品目	認証事業者の氏名又は名称	製造所の所在地
納 豆	株 式 会 社 天 狗	水海道市内守谷町4128番地

●漁船普通損害保険付保義務の発生

漁船損害補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があつたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

神 栖 加 入 区 常 陸 川 漁 業 協 同 組 合

●基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を、次のとおり終了した旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和57年4月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
- 2 作 業 種 類 基本測量（国土基本図作成）
- 3 作 業 終 了 日 昭和57年3月10日
- 4 作 業 地 域 竜ヶ崎市，水海道市，取手市，稲敷郡牛久町，莖崎村，筑波郡谷田部町，伊奈村，谷和原村，北相馬郡守谷町

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画公園の変更に伴い、結城市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和57年 4 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域
2. 2.108 山川道西児童公園
結城市古宿新田字結城道西の一部
- 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和57年 4 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
那珂郡東海村白方字百塚原1690の8から同の12まで
- 2 事業主の住所及び氏名
那珂郡東海村舟石川821
東海村長 須 藤 富 雄

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡旭村造谷字坊地1378の8、同の14
- 2 事業主の住所及び氏名
鹿島郡旭村造谷1071
旭村農業協同組合 組合長理事 坂 田 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(第1工区)
行方郡麻生町麻生字新池3491の一部
- 2 事業主の住所及び氏名
行方郡麻生町麻生1561-9
麻生町長 小 沼 幸 蔵

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和57年 4 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
境土木指令 第83号	57. 3. 12	戸崎 修治	猿島郡境町字松ノ岡 2174-11	猿島郡境町字松ノ岡 2174-72	メートル 4.00	メートル 34.10
" 第84号	"	結和土地建物(有) (代) 宮田はる子	結城市結城7188	猿島郡三和町大字尾崎 字東原3519-1, 3520-2	6.00	67.65
" 第101号	57. 3. 18	(株)境総合観光開発 (代) 橋本 正士	猿島郡境町 960-6	"境町大字下小橋字上野 601-3, 602-2, 603-2, 604-2	4.00	34.50

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1, 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所